

令和7年度 特別区民税・都民税 申告の手引き

目次 (ページ)

●特別区民税・都民税申告書の提出について……………	1	●申告書の記入例(表面・裏面)……………	4, 5
●特別区民税・都民税(個人住民税)とは?……………	1	1. 収入金額等 および 2. 所得金額……………	6, 7
●森林環境税について……………	1	3. 所得から差し引かれる金額に関する事項(各種所得控除) ……	8 ~ 11
●各種申告についてのお問い合わせ先……………	1	●税額控除……………	12
●申告が必要な方……………	2	各種税額控除(配当控除・住宅借入金等特別税額控除等) ……	12
●申告に必要なもの……………	3	寄附金税額控除……………	12
●本人に代わり、代理人が申告にお越しになる場合……………	3	●特別区民税・都民税の計算方法……………	12
		●個人住民税・森林環境税がかからない方……………	12

特別区民税・都民税申告書の提出について

申告書の提出は 令和7年2月17日(月) から 3月17日(月) までです。

郵送で申告書を提出される方

同封した返信用封筒(茶)に申告書及び各種資料(証明書等)を入れて返送してください。

※資料が多く返信用封筒に入らない場合、または書留等の記録郵便をご利用の方は、市販の封筒等を利用し、必要分の切手を貼ってお送りください。

窓口で申告書を提出される方

期間中、申告窓口を開設しています。詳しくは、同封のオレンジ色のチラシをご覧ください。

●江東区文化センター(2階臨時窓口)

令和7年2月17日(月)～3月17日(月) ※土・日・祝日を除く

●総合区民センター(6階サブ・レクホール)

令和7年3月3日(月)～3月7日(金)

申告書受付書の返送について

●郵送で提出される場合に、申告書受付書の返送を希望される方は、返信用封筒(110円切手を貼り返送先の住所を記載したもの)を同封してください。返信用封筒が同封されていた場合のみ受付書をご返送いたします。切手代が不足する場合、申告書受付書は返送できませんのでご注意ください。

●窓口へお越しの場合、申告書受付書はその場でお渡しします。

●個人番号が記載されるため、申告書の写しはお渡しできません。必要な場合は、提出前にコピーをおとりください。

特別区民税・都民税(個人住民税)とは?

令和7年1月1日現在に特別区(東京23区)内に居住している方、または事務所や事業所等をお持ちの方に課税される地方税で、令和6年1月1日から12月31日までの所得について課税されます。

※同じく個人所得から課税される税金として、国が所管する所得税及び復興特別所得税があります。こちらは国の税金であるため、所管の税務署へお問い合わせください。

森林環境税について

森林環境税は、令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税で、区市町村において、個人住民税均等割と併せて年額1,000円が課税されます。森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点で創設されました。

各種申告についてのお問い合わせ先

〒135-8383 江東区東陽4-11-28 江東区役所課税課
電話 03-3647-9111(代表)、FAX 03-3647-4822



①特別区民税・都民税
申告書について
よくある質問



②令和7年度
特別区民税・都民税
の主な改正点

※所得税の確定申告等についてのお問い合わせは 江東西税務署(電話 03-3633-6211) または 江東東税務署(電話 03-3685-6311)、個人事業税についてのお問い合わせは 中央都税事務所(電話 03-3553-2157) へお願いします。

※申告時期は電話がつながりにくくなっております。上の枠内①のQRコードをスマートフォン等で読み取りいただくと、申告時期によくある質問をご確認いただけます。

※申告の手引きは、令和6年12月19日現在の地方税法等に基づいて作成しております。地方税法等に改正があった場合には、この手引きの内容が変更となる場合があります。今後、改正があった場合には、江東区ホームページによりお知らせいたします。上の枠内②のQRコードをスマートフォン等で読み取りいただくと、令和7年度特別区民税・都民税の主な改正点をご確認いただけます。



江東区

申告が必要な方（ただし、下記「申告の必要のない方」に該当する場合は不要です）

- 令和 7 年 1 月 1 日現在江東区に居住している方で、令和 6 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに収入のあった方（令和 7 年 1 月 2 日以降江東区から転出した方を含みます）
- 令和 7 年 1 月 1 日現在江東区内に住所はないが、江東区内に事務所や事業所等を有していた方

※前年中に江東区に転入された方については、本区では前年の申告状況等の把握ができないため、対象者全員に申告書を送付しております。
下記の「申告の必要のない方」に該当する場合、本申告書の提出は不要なため破棄をお願いします。

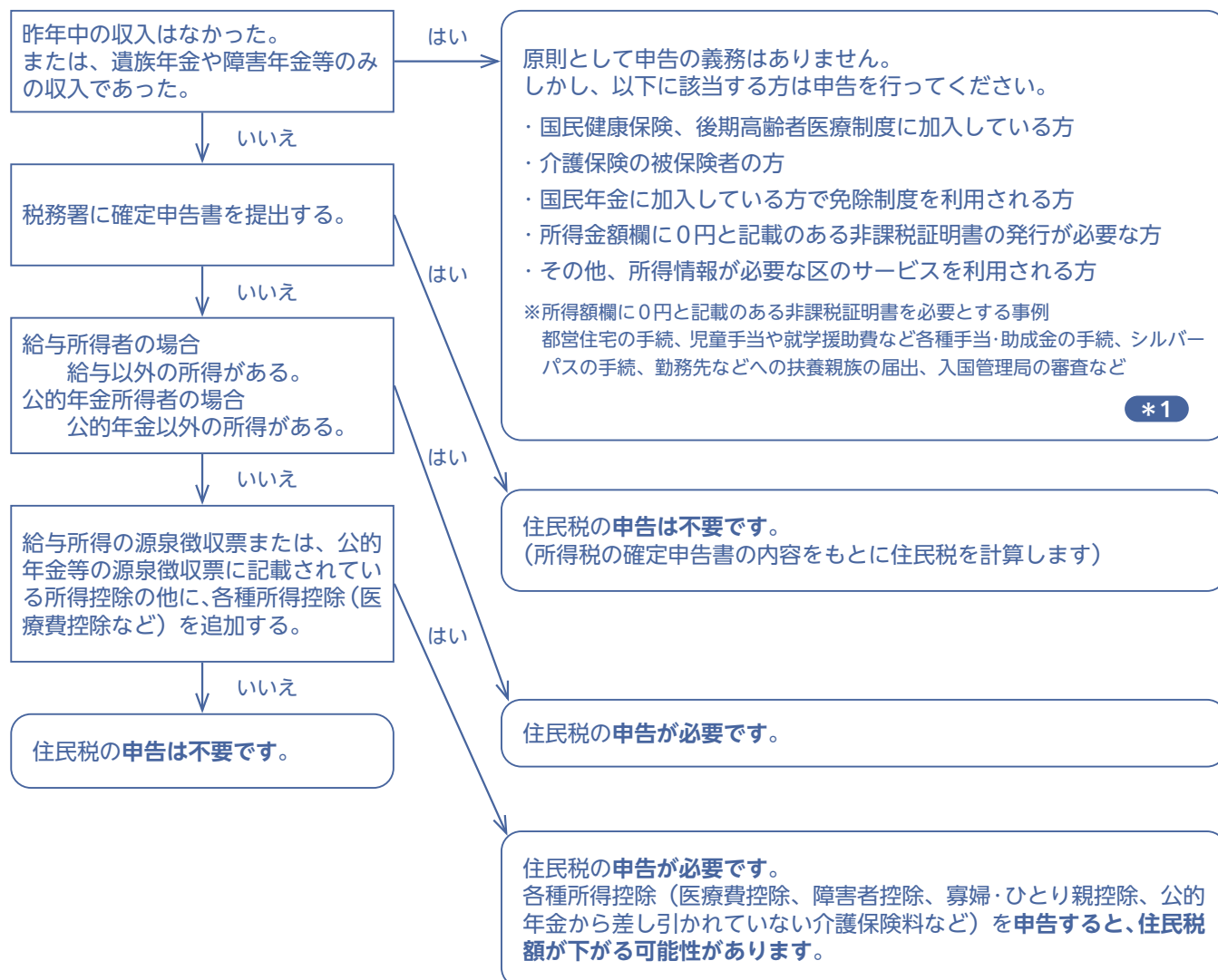
上記のうち、申告の必要のない方

- 所得税の確定申告をされる方（税務署へ確定申告書を提出することで、個人住民税についても申告したこととみなされます）
- 令和 7 年 1 月 1 日現在、給与の支払いを受けている方で、勤務先から給与支払報告書の提出がされており、他に所得や控除の追加等がない方（給与支払報告書の提出の有無については、勤務先にお問い合わせください）
- 令和 7 年 1 月 1 日現在、公的年金等の支払いを受けている方で、年金保険者から江東区へ公的年金等支払報告書が提出されており、他に所得や控除の追加等がない方

●住民税が非課税になる方

- ▶申告の義務はありませんが、下表の示すフローチャートにおける ***1** 欄に該当する場合には申告を行ってください。
- ▶収入がない場合は、申告書に氏名等を記入し提出してください。ただし、申告者が障害者、ひとり親、寡婦に該当する場合、または扶養している親族がいる場合は該当の記入欄についてもそれぞれ記入してください（記入については本紙の 4 ページを参考にしてください）。

フローチャート



※今年度の申告が不要であり、申告書の提出がなかった方には、来年度より申告書の送付を停止します。今後申告書が必要となった際は、課税課までご連絡ください。

※ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請した方が住民税の申告または確定申告を行った場合、ワンストップ申請は無効となります。

住民税申告や確定申告を行う際は、ふるさと納税に係る寄附金控除の記載をお忘れのないようご注意ください。

申告に必要なもの

1. 個人番号（マイナンバー）を確認できる書類 + 身元確認書類

- (1) マイナンバーカードをお持ちの方：マイナンバーカードのみご用意ください。
(2) 通知カード（※1）または個人番号が記載された住民票の写しをお持ちの方：以下の書類を合わせてご用意ください。

（※1：通知カードは、記載されている氏名・住所等が現況と異なる場合は使用できません）

運転免許証、運転経歴証明（H24.4.1以降交付のもの）、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳（愛の手帳）、在留カード、特別永住者証明、写真付身分証明書（学生証、資格証明等）、戦傷病者手帳、写真付住基カード、税理士証票、国民健康保険等の被保険者証（※2）、健康保険日雇特例被保険者手帳（※2）、共済組合員証（※2）、私立学校教職員共済加入者証（※2）、各種医療保険者が発行した資格確認書（※2）、国民年金手帳、児童扶養手当証書 **以上から1点**

（※2：郵送提出で各健康保険等の被保険者証のコピーを添付する場合、保険者番号及び被保険者等記号・番号をマスキング（黒塗り）してください）

または

写真なし身分証明書（学生証、資格証明等）、地方税・国税・社会保険料・公共料金の領収書、納税証明書、印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し（謄本もしくは抄本も可）、住民票の写し、住民票記載事項証明、母子健康手帳、住民税特別徴収税額通知書、退職所得の特別徴収票、住民税納税通知書、源泉徴収票、支払通知書（配当等）、特定口座年間取引報告書 **以上から2点**

2. 収入・所得を確認できるもの

給与所得の源泉徴収票の原本かコピー（なければ給与明細等で支払金額がわかるもの）、公的年金等の源泉徴収票の原本かコピー、事業・家賃・地代などの収入や経費の内訳書、その他所得の内容が確認できるもの

3. 各種所得控除、税額控除を確認できるもの（※提出または提示がない場合、控除が認められない場合があります）

り災証明書、支払った医療費の明細書、国民年金保険料の控除証明書、小規模企業共済等掛金の控除証明書、生命保険・地震保険等の控除証明書、障害者控除に係る証明書（各種手帳や区市町村の発行する認定書など）、学生証、寄附金の領収書・証明書類、国外に居住している扶養親族について親族関係書類及び送金関係書類 等

※申告書は機械処理を行いますので、添付書類等は申告書に貼付せずに同封してください。

本人に代わり、代理人が申告にお越しになる場合

上記「1. 個人番号（マイナンバー）を確認できる書類 + 身元確認書類」に代わり、以下の3種類の書類が必要となります。

(1) 申告者本人の個人番号を確認できる書類の写し

申告者本人の マイナンバーカード、通知カード（※3）、個人番号が記載された住民票の写し **以上から1点**

（※3：通知カードは、記載されている氏名・住所等が現況と異なる場合は使用できません）

(2) 代理人の身元確認書類

代理人の

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明（H24.4.1以降交付のもの）、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳（愛の手帳）、在留カード、特別永住者証明、写真付身分証明書（学生証、資格証明等）、戦傷病者手帳、写真付住基カード、税理士証票 **以上から1点**

または

国民健康保険等の被保険者証（※4）、健康保険日雇特例被保険者手帳（※4）、共済組合員証（※4）、私立学校教職員共済加入者証（※4）、各種医療保険者が発行した資格確認書（※4）、国民年金手帳、児童扶養手当証、写真なし身分証明書（学生証、資格証明等）、地方税・国税・社会保険料・公共料金の領収書、納税証明書、印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し（謄本もしくは抄本も可）、住民票の写し、住民票記載事項証明、母子健康手帳、住民税特別徴収税額通知書、退職所得の特別徴収票、住民税納税通知書、源泉徴収票、支払通知書（配当等）、特定口座年間取引報告書 **以上から2点**

（※4：郵送提出で各健康保険等の被保険者証のコピーを添付する場合、保険者番号及び被保険者等記号・番号をマスキング（黒塗り）してください）

(3) 代理権の確認書類

- 法定代理人の方：戸籍謄本などの資格を証明する書類
- 法定代理人以外の方：委任状

※本人しか持ち得ない身分証明書（マイナンバーカード等）の原本をお持ちいただくことで、これらの書類に代えることもできます。

※代理権の確認をさせていただく際に、確認書類等の写しを取らせていただくことがあります。

※法人が代理人となる場合は、確認方法が異なりますので、課税課までお問い合わせください。

1. 収入金額等 および 2. 所得金額

営業等

卸売業・小売業・製造業・サービス業などの事業から生じる所得。

〔ア 収入金額〕－〔必要経費〕＝〔①所得金額〕

- 裏面 7「事業・不動産所得に関する事項」にも記入してください。専従者控除を申告する場合は、裏面 11「事業専従者に関する事項」に記入してください。

必要書類 決算書等の収入金額、必要経費が確認できる書類

農業

農作物の生産、果樹の栽培など農業から生じる所得。

〔イ 収入金額〕－〔必要経費〕＝〔②所得金額〕

- 裏面 7「事業・不動産所得に関する事項」にも記入してください。専従者控除を申告する場合は、裏面 11「事業専従者に関する事項」に記入してください。

必要書類 決算書等の収入金額、必要経費が確認できる書類

不動産

地代・家賃・土地や家屋の権利金・船舶などの貸付料による所得。

〔ウ 収入金額〕－〔必要経費〕＝〔③所得金額〕

- 裏面 7「事業・不動産所得に関する事項」にも記入してください。専従者控除を申告する場合は、裏面 11「事業専従者に関する事項」に記入してください。

必要書類 決算書等の収入金額、必要経費が確認できる書類

給与

俸給、給料、賃金、歳費、賞与などの収入の合計額（アルバイト・パートなどの収入を含む）。

〔カ 給与収入合計金額〕－〔給与所得控除額〕－〔所得金額調整控除〕＝〔⑥所得金額〕

給与所得の算出については、下記の給与所得の速算表を参照してください（特定支出の適用がある場合には、課税課までお問い合わせください）。

必要書類 給与所得の源泉徴収票の原本またはコピー（機械処理を行うため、申告書には貼付しないでください）

※源泉徴収票がない場合は、給与明細等を参考にして、裏面 6「給与収入の内訳」に各月の収入金額と賞与、その合計金額、勤務先の法人番号または所在地、勤務先名などをもれなく記入してください。

※給与所得の源泉徴収票の控除額（社会保険料控除、生命保険料控除など）に記載があるものは、控除証明書等の提出は不要です。

※給与収入額は、所得税や社会保険料などが控除される前の金額になります。また、交通費は、給与収入額には含みません。

○給与所得の速算表（金額：円）

給与等の収入金額	給与所得金額
0 ～ 550,999	0
551,000 ～ 1,618,999	収入金額 － 550,000
1,619,000 ～ 1,619,999	1,069,000
1,620,000 ～ 1,621,999	1,070,000
1,622,000 ～ 1,623,999	1,072,000
1,624,000 ～ 1,627,999	1,074,000
1,628,000 ～ 1,799,999	(A) × 2.4 ＋ 100,000
1,800,000 ～ 3,599,999	(A) × 2.8 － 80,000
3,600,000 ～ 6,599,999	(A) × 3.2 － 440,000
6,600,000 ～ 8,499,999	収入金額 × 0.9 － 1,100,000
8,500,000 以上	収入金額 － 1,950,000

※(A) は（収入金額）を 4 で割り、1,000 円未満を切り捨てたもの

- 給与等の収入金額が 850 万円を超える場合、要件に該当すると、所得金額調整控除が適用されます（必要事項について裏面 15「所得金額調整控除に関する事項」への記入が必要です）。詳しくは 11 ページを参照してください。

- 給与所得と年金所得の両方があり、その合計額が 10 万円を超える場合、所得金額調整控除として、給与所得の金額から最大 10 万円を控除します。該当する場合は、所得金額調整控除適用後の額を〔⑥所得金額〕に記入します。詳しくは 11 ページを参照してください。

利子

公社債及び預貯金に係る利子等。

〔エ 収入金額〕＝〔④所得金額〕※必要経費はありません。

- 通常申告は不要ですが、日本国外にある預金の利子などで源泉徴収されていない場合は、申告が必要になります。

- 特定公社債等に係る利子所得を申告に含めるには、確定申告による必要があります。

配当

株式の配当、剰余金、投資信託の収益の分配等の所得。

〔オ 収入金額〕－〔*必要経費〕＝〔⑤所得金額〕

*必要経費には、株式などの元本を取得するための負債の利子のみ該当。

- 裏面 8「配当所得に関する事項」にも記入してください。

必要書類 収入金額等が確認できる書類

※上場株式等の配当所得（大口株主は除く）は、配当割が特別徴収されているため、申告は不要です。ただし、課税方式を選択する場合は、確定申告による必要があります。

雑

●公的年金等

公的年金等（国民年金、厚生年金、共済年金、恩給、年金基金など）の収入の合計額。※障害年金、遺族年金、老齢福祉年金は非課税所得のため、申告不要です。

$$【キ 公的年金収入金額】 - 【公的年金等控除額】 = 【⑦公的年金所得金額】$$

公的年金に係る雑所得の算出については、下記の公的年金等に係る雑所得の速算表を参照してください。

必要書類 公的年金等に係る雑所得の源泉徴収票の原本またはコピー（機械処理を行うため、申告書には糊付けしないでください）

○公的年金等に係る雑所得の速算表（金額：円、公的年金等収入以外の所得金額が1,000万円以下の場合）

年齢区分	公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得金額
65歳以上 〔S35.1.1〕 以前出生	0 ～ 3,299,999	収入金額 - 1,100,000
	3,300,000 ～ 4,099,999	収入金額×0.75 - 275,000
	4,100,000 ～ 7,699,999	収入金額×0.85 - 685,000
	7,700,000 ～ 9,999,999	収入金額×0.95 - 1,455,000
	10,000,000 以上	収入金額 - 1,955,000
65歳未満 〔S35.1.2〕 以後出生	0 ～ 1,299,999	収入金額 - 600,000
	1,300,000 ～ 4,099,999	収入金額×0.75 - 275,000
	4,100,000 ～ 7,699,999	収入金額×0.85 - 685,000
	7,700,000 ～ 9,999,999	収入金額×0.95 - 1,455,000
	10,000,000 以上	収入金額 - 1,955,000

※公的年金等収入以外の所得金額が1,000万円超2,000万円以下の場合、公的年金等控除額が10万円引き下げとなり、公的年金等に係る雑所得金額は上記の表より10万円上乘せとなります。

※公的年金等収入以外の所得金額が2,000万円超の場合、上記の金額から公的年金等控除額が20万円引き下げとなり、公的年金等に係る雑所得金額は上記の表より20万円上乘せとなります。

※公的年金等に係る雑所得の他に給与所得があり、その合計額が10万円を超える場合には、所得金額調整控除が適用されます。詳しくは11ページを参照してください。

●業務

原稿料や印税、講演料、ネットオークションなどを利用した個人取引などの副収入による所得。

$$【ク 収入金額】 - 【必要経費】 = 【⑧所得金額】$$

●裏面9「雑所得（公的年金等以外）に関する事項」の「業務」にチェックを入れ、各項目に記入してください。

必要書類 収入金額、必要経費が確認できる書類

●その他

前項「公的年金等」、「業務」に該当しないもので、生命保険契約による年金（個人年金保険）などの所得。

$$【ケ 収入金額】 - 【必要経費】 = 【⑨所得金額】$$

●裏面9「雑所得（公的年金等以外）に関する事項」にも記入してください。

必要書類 収入金額、必要経費が確認できる書類

総合課税の譲渡・一時

●譲渡（短期譲渡収入額等、長期譲渡収入額等）

機械、ゴルフ会員権、特許権、書画、骨董などの資産の譲渡（土地、建物、株式等で分離課税されるものを除く）による所得。資産の所有期間により、短期譲渡（5年以内）と長期譲渡（5年超）があります。

$$\begin{aligned} &〔〔短期譲渡収入金額〕 - 〔必要経費〕〕 - \text{特別控除額} = \begin{aligned} &〔短期譲渡所得金額〕（コ） \\ &〔長期譲渡収入金額〕 - 〔必要経費〕 \end{aligned} = \begin{aligned} &〔長期譲渡所得金額〕（サ） \end{aligned}$$

※特別控除額…50万円（短期・長期で共用）。ただし、収入金額から必要経費を差し引いた金額が50万円に満たない場合は、その金額に相当する額。短期と長期が両方ある場合は、まず短期から控除する。

●一時（シ、一時収入金額等）

生命保険等の満期返戻金・解約金、懸賞・福引の当選金、競馬の払戻金など一時的に発生した所得。

$$〔〔収入金額〕 - 〔必要経費〕〕 - 〔特別控除額〕 = 〔所得金額〕$$

※特別控除額…50万円。ただし、収入金額から必要経費を差し引いた金額が50万円に満たない場合は、その金額に相当する額。

●裏面10「総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」に記入し、ニ = $〔イ + \{（ロ + ハ） \times 1/2\}]$ により算出した金額を⑩に転記してください。

必要書類 収入金額、必要経費が確認できる書類

※上記のほか、山林所得、退職所得、分離課税の譲渡所得（短期・長期）、株式等に係る譲渡所得、上場株式等に係る配当所得等（分離課税）、先物取引に係る雑所得がある方は、課税課までお問い合わせください。

3. 所得から差し引かれる金額に関する事項（各種所得控除）

⑫ **雑損控除** 前年中に、災害や盗難などにより、資産の損失を受けた場合の金額。控除額や必要書類等は課税課までお問い合わせください。

⑬ 医療費控除（医療費明細書等が必要です）

下記（１）、（２）のどちらか一方のみを選択できます。（２）を選択する場合は、□にチェックを入れてください。

※選択した控除を、後日変更することは出来ません。

（１）従来の医療費控除

申告者本人や生計を一にする配偶者、その他親族のために、前年中に支払った医療費のうち一定の金額。

（支払医療費）－（保険金などで補てんされる金額）－{総所得金額等の5%（10万円限度）} ※控除額は200万円を限度とする

必要書類 「医療費控除の明細書」または加入の健康保険組合等が発行した「医療費のお知らせ」等の通知の原本（領収書の添付は不可）

（２）医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）

健康の維持増進及び疾病の予防への一定の取組を行なっている方が、申告者本人や生計を一にする配偶者、その他親族のために支払った特定一般医療薬品等の購入費。（取組に要した費用は、控除の対象となりません）

（特定一般用医薬品等購入費用）－（保険金などで補てんされる金額）－（12,000円） ※控除額は88,000円を上限とする

必要書類 「セルフメディケーション税制の明細書」

●上記（１）（２）の医療費控除に関して、医療費の領収書についての提出は不要ですが、課税課から医療費控除の申告内容について確認をする場合があるので、領収書はお手元に5年間保管してください。

⑭ 社会保険料控除

前年中に支払った国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金などの社会保険料の金額。

必要書類 控除証明書（国民年金保険料、国民年金基金の掛金の場合は必要です）

⑮ 小規模企業共済等掛金控除

前年中に支払った共済掛金及び、企業型又は個人型年金加入掛金、江東区条例で定める心身障害者扶養共済掛金の金額。

必要書類 支払った掛金の領収書等

⑯ 生命保険料控除

前年中に支払った生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料で、申告者本人や生計を一にする配偶者、その他の親族を受取人とするもの。

（１）平成24年1月1日以降に締結の保険契約等（以下「新契約」）の場合

一般生命保険料、個人年金保険料及び介護医療保険料の支払金額を下記（ア）の計算式に当てはめて、それぞれの控除額を計算します。

（２）平成23年12月31日までに締結の保険契約等（以下「旧契約」）の場合

一般生命保険料及び個人年金保険料の支払金額を下記（イ）の計算式に当てはめて、それぞれの控除額を計算します。

●新契約と旧契約の両方について控除を受ける場合は、新契約と旧契約それぞれ上記と同様に計算し、下記のいずれか多いほうの金額が適用されます。

①（ア）で算出した控除額 + （イ）で算出した控除額（控除限度額：28,000円）

②（イ）で算出した控除額（控除限度額：35,000円）

必要書類 支払った保険料の証明書（※旧契約の一般生命保険で一契約9千円以下のものの証明書は不要です）

○ 生命保険料控除の控除額

(ア) 新契約 平成24年1月1日以降に締結された保険契約 （一般生命保険※ 個人年金保険※ 介護医療保険） ※申告書には新生命保険、新個人年金と記載しています。	支 払 金 額	控 除 額
	0 ～ 12,000円	全 額
	12,001 ～ 32,000円	支払金額×1/2 + 6,000円
	32,001 ～ 56,000円	支払金額×1/4 + 14,000円
	56,001円～	28,000円
控除の合計適用限度額 70,000円		
(イ) 旧契約 平成23年12月31日までに締結された保険契約 （一般生命保険※ 個人年金保険※） ※申告書には旧生命保険、旧個人年金と記載しています。	支 払 金 額	控 除 額
	0 ～ 15,000円	全 額
	15,001 ～ 40,000円	支払金額×1/2 + 7,500円
	40,001 ～ 70,000円	支払金額×1/4 + 17,500円
	70,001円～	35,000円
控除の合計適用限度額 70,000円		

住民税における生命保険料控除全体の適用限度額は7万円です。

⑰地震保険料控除

前年中に支払った地震保険契約（申告者本人や生計を一にする配偶者、その他の親族が常時居住している家屋などのためのもので、地震、噴火または津波等を原因とする火災、損壊等による損害を目的としたもの）に係る保険料等。なお、平成 18 年 12 月 31 日までに契約した長期損害保険契約（保険期間が 10 年以上で、満期返戻金のある契約）については、これまでの損害保険料控除が適用されます。

必要書類 支払った保険料の証明書

地震保険料	支払金額× 1/2 (最高 25,000 円)	
旧長期契約	支 払 金 額	控 除 額
平成 18 年 12 月 31 日までに締結された契約で、保険期間が 10 年以上、満期返戻金のある契約	0 ～ 5,000 円	全 額
	5,001 ～ 15,000 円	支払金額× 1/2 + 2,500 円
	15,001 円～	10,000 円

地震保険料と旧長期損害保険料の両方を適用する場合、合計限度額は 2 万 5 千円になります。

⑱寡婦控除・ひとり親控除

令和 6 年 12 月 31 日現在で下記に該当する場合（本人の合計所得金額が 500 万円以下の場合）に適用となります。民法上の婚姻関係にないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方は対象外となります。

(1) 寡婦控除

(2) 以外の方で下記のいずれかに当てはまる場合、26 万円を控除します。

- 夫と離婚し、かつ扶養親族を有する者
- 夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫が生死不明である者

(2) ひとり親控除

●婚姻歴の有無にかかわらず、生計を一にする子（前年の総所得金額等が 48 万円以下）を有する単身者について、30 万円を控除します

⑲勤労学生控除

令和 6 年 12 月 31 日現在、申告者本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等で、給与などの勤労による所得があり、その合計所得金額が 75 万円以下で、そのうち不動産・配当などの勤労によらない所得が 10 万円以下である場合、26 万円を控除します。

必要書類 在学している学校が発行した在学証明書等

⑳障害者控除 令和 6 年 12 月 31 日現在で、申告者本人または生計を一にする配偶者及び扶養親族が下記に該当する場合。

障害者控除	(1) 身体障害者手帳、療育手帳（愛の手帳）、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている。 (2) 65 歳以上で、精神または身体に障害があると区市町村長の認定を受けている。	〔控除額〕 26 万円
上記のうち特別障害者控除	(1) 上記の手帳の交付を受けている方で、身体障害者手帳 1 級・2 級、愛の手帳（療育手帳）1 度・2 度、精神障害者保健福祉手帳 1 級、戦傷病者手帳特別項症から第 3 項症までに該当する。 (2) 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある。 (3) 原子爆弾被爆者のうち、厚生労働大臣の認定を受けている。 (4) 常に就床を要し、複雑な介護を要する。 (5) 65 歳以上で、精神または身体に障害があると区市町村長の認定を受けている方で、(1) に準ずる。	〔控除額〕 30 万円
同居特別障害者控除	同一生計配偶者及び扶養親族が特別障害者に該当し、本人・配偶者または生計を一にするその他親族のいずれかとの同居を常況としている場合。	〔控除額〕 53 万円

該当する方の氏名、障害の程度（種類・等級・交付自治体）、個人番号（マイナンバー）を㊟に記入してください。該当の方が国外に居住しているなどで個人番号の交付を受けていない場合は、記入不要です。

必要書類 ●該当する方の番号確認書類及び身元確認書類（3 ページ「申告に必要なもの」を参考にしてください）。なお、同一生計配偶者及び扶養親族の場合は、番号確認書類及び身元確認書類の提出または提示は不要です。

●上表に示す各種手帳の写し、区市町村長の認定書（原本または写し）、または医師の診断書（原本または写し）のいずれか。

②①～②②配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者、②③扶養控除

●配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者 令和 6 年 12 月 31 日現在で、下記に該当する方がいる場合。

- (1) 同一生計配偶者 申告者本人と生計を一にする配偶者で、前年中の合計所得金額が 48 万円以下。
- (2) 控除対象配偶者 (1) に該当し、かつ申告者本人の前年中の合計所得金額が 1,000 万円以下。
- (3) 老人控除対象配偶者 (2) に該当し、昭和 30 年 1 月 1 日以前に出生した方。

(1) 同一生計 配偶者		配偶者の合計所得金額（万円）												
		～ 48	48超～100	～ 105	～ 110	～ 115	～ 120	～ 125	～ 130	～ 133	133超			
		配偶者控除の金額			配偶者特別控除の金額									
本人所得	900万円以下	(2)	33万円	(3)	38万円	33万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	－
	～950万円以下	控除 対象 配偶者	22万円	老人控 除対象 配偶者	26万円	22万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円	－
	～1,000万円以下		11万円		13万円	11万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円	－
	1,000万円超	－ (★)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

※申告者本人の前年中の合計所得金額が 1,000 万円を超え、生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が 48 万円以下である場合は（上記の★）、扶養控除の対象外となりますが、障害者控除や非課税限度額の判定等の対象になりますので、本欄を記入してください。

※令和 7 年度は、令和 6 年中の合計所得金額が 1,000 万円超 1,805 万円以下（給与収入のみの場合、原則として給与収入 1,195 万円超 2,000 万円以下）で、特別区民税・都民税所得割が課税される方のうち、同一生計配偶者がいる方に対し、1 万円の定額減税が行われます。

特別区民税・都民税申告の際、同一生計配偶者の申告がないと定額減税の対象外となる場合がありますので、必ず本欄を記入してください。

●扶養控除 令和 6 年 12 月 31 日現在で、下記に該当する方がいる場合（対象となる親族は、配偶者以外の親族（6 親等内の血族及び 3 親等内の姻族）、都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）又は市町村長から養護を委託された老人です）。

- (1) 特定扶養親族 45 万円
申告者本人と生計を一にする平成 14 年 1 月 2 日から平成 18 年 1 月 1 日までに出生の親族で、前年中の合計所得金額が 48 万円以下（年齢が 19 歳以上 23 歳未満の方）。
- (2) 老人扶養親族 38 万円
申告者本人と生計を一にする昭和 30 年 1 月 1 日以前に出生の親族で、前年中の合計所得金額が 48 万円以下。
- (3) 同居老親等扶養親族 45 万円
(2) の老人扶養親族のうち、申告者または申告者の配偶者の直系尊属で、申告者または申告者の配偶者のいずれかとの同居を常況としている方。
- (4) 一般扶養親族 33 万円
申告者本人と生計を一にする (1) ～ (3) 及び平成 21 年 1 月 2 日以降に出生の親族を除いた親族で、前年中の合計所得金額が 48 万円以下。

※16 歳未満の扶養親族（控除対象外）について
申告者本人と生計を一にする平成 21 年 1 月 2 日以降に出生の親族で前年中の合計所得金額が 48 万円以下の場合は、扶養控除の対象外とはなりますが、障害者控除や非課税限度額の判定等の対象になりますので、「16 歳未満の扶養親族」欄に記入してください。

※令和 6 年中に配偶者、扶養親族が死亡した場合は、その時点での現況により判定します。

※配偶者及び扶養親族の個人番号（マイナンバー）を必ず記入してください。なお、番号確認書類及び身元確認書類の提出は不要です。また、国外に居住しているなどで個人番号の交付を受けていない場合は、個人番号の記入は不要です。

※別居の配偶者、扶養親族がいる場合には、裏面「12 別居の扶養親族等に関する事項」欄に記入してください。また国外に居住している場合は、次項をご覧ください。

国外に居住している親族について扶養控除等の適用を受ける方

令和 6 年度から、扶養控除の対象となる国外居住親族は、扶養控除の適用を受けることができる親族のうち、次のいずれかに該当するものに限られます。さらに、その国外居住親族について、下表に示す一定の確認書類（日本語訳文必須）の提出又は提示をする必要があります。

ただし、これらの書類を給与支払者等に提出または提示して作成された源泉徴収票を添付する場合は、その必要はありません。

扶養親族		いずれの方も必要な書類	追加で必要な書類
30 歳未満または 70 歳以上		送金関係書類 及び 親族関係書類	－
30 歳以上 70 歳未満	①留学により国内に住所及び居所を有さなくなった者		留学ビザ等書類
	②障害者		②障害者控除と同一の確認書類 [9 ページ]
	③申告者本人から生活費又は教育費に充てるための支払を昨年中に 38 万円以上受けている者		※送金関係書類の年間合計額が 38 万円以上である必要があります。

※国外に居住している扶養親族が複数いる場合は、その親族ごとに送金等を行ったことが確認できる書類が必要です。

※この書類は、扶養控除等を適用する年に行ったすべての送金について必要となります。ただし、同じ親族へ年 3 回以上送金した場合は、一定の事項を記載した明細書と、その年の最初と最後に送金等をした際の送金関係書類の提出又は提示をすることにより、それ以外の書類について省略することができます（この場合、省略した書類は申告者本人が保管する必要があります）。

※知り合いの方に依頼して現金を手渡ししているなどの場合は、送金関係書類がないため扶養控除等を適用できません。

(1) 親族関係書類とは

次の①または②の書類で、国外に居住している親族が申告者本人の親族であることを証明する書類です。

①戸籍の附票の写しなど日本国又は地方公共団体が発行した書類及び該当の親族の旅券（パスポート）の写し

②外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（該当の親族の氏名、生年月日、住所又は居所の記載があるもの）

※外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類には、戸籍謄本、出生証明書、婚姻証明書などに相当する書類が該当します。

※被扶養者の氏名、生年月日、住所又は居所や、申告者本人の親族であることが証明できない場合は、複数の書類を用意していただく必要があります。

(2) 送金関係書類とは

次の①または②の書類で、申告者本人が昨年中に国外の親族それぞれの生活費または教育費に充てるための支払を行ったことを証明する書類です。

①金融機関が発行した書類またはその写しで、その金融機関が行う為替取引により申告者本人が国外に居住している親族に支払したことを明らかにする書類（例：外国送金依頼書）

②いわゆるクレジットカード発行会社が発行した書類またはその写しで、国外に居住している親族がそのクレジットカード発行会社が交付したカードを利用して商品の購入や役務提供を受けたことに対する支払をしたことにより、その代金に相当する額の金銭を申告者本人から受領し、または受領することとなることを明らかにする書類（例：クレジットカードの利用明細書）



※クレジットカードの利用明細書とは、申告者本人がクレジットカード発行会社と契約し、国外に居住している親族が使用するために発行されたクレジットカードで、その利用代金を申告者本人が支払うこととしているもの（いわゆる家族カード）の利用明細書です。この場合、利用名義人となっている親族の送金関係書類となります。

※クレジットカードの利用日の年の送金関係書類となります（引き落とし日ではありません）。

(3) 留学ビザ等書類とは

次の①または②の書類で、外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類（日本語での翻訳文も必要です。）かつ、その非居住者である親族が外国における留学の在留資格に相当する資格をもって、その外国に在留することにより国内に住所及び居所を有しなくなった旨を証するものをいいます。

①外国における査証（ビザ）に類する書類の写し

②外国における在留カードに相当する書類の写し

④基礎控除

令和3年度から控除額の見直しがされました。所得に応じて控除額が異なりますので、下表をご参照ください。

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

11 事業専従者に関する事項

事業所得（営業、農業）、不動産所得がある方のうち、事業専従者控除を申告する場合は、該当の方について記入してください。

●税務署で青色申告の承認を受けている場合は、支払った給与の額が控除額となります。

●それ以外の場合は、次の（1）または（2）のいずれか少ない方の金額です。

（1）配偶者 86万円、その他の親族（1人につき）50万円

（2）（事業専従者控除額を差し引く前の所得金額）÷（事業専従者の人数＋1）

12 別居の扶養親族等に関する事項

②扶養控除及び16歳未満の扶養親族に記入された方のうち別居されている方については、該当する方の氏名・住所を記入してください。

●扶養親族が国外に居住している場合は、各種証明書の提出または提示が必要です。前ページ中段の「国外に居住している親族について扶養控除等の適用を受ける方」をご確認ください。

15 所得金額調整控除に関する事項

（1）給与収入が850万円を超え、以下に該当する方の場合、給与所得から一定の金額を控除します。該当する方について記入してください。

イ 本人が特別障害者に該当する者

ロ 年齢23歳未満の扶養親族を有する者

ハ 特別障害者である同一生計配偶者を有する者

ニ 特別障害者である扶養親族を有する者

●控除額：給与収入金額（※）から850万円を控除した金額の10%

※その給与等の収入金額が1,000万円を超える場合、1,000万円で計算します。

（2）給与所得と年金所得の両方があり、その合計額が10万円を超える場合、給与所得の金額から10万円を控除します。

（該当する場合は、所得金額調整控除後の給与所得額を申告書表面〔2 所得金額 給与⑥〕に記入します。）

●控除額：給与所得控除後の給与等の金額＋公的年金等に係る雑所得の合計額－10万円

それぞれ10万円を限度とします。また、前項（1）の適用がある場合、適用後の金額で計算します。

税額控除

住宅借入金等特別税額控除

※初年度（令和6年居住開始）は確定申告が必要です

前年分の所得税の住宅借入金等特別控除を受けている方のうち、居住開始年が平成27年から令和6年までの方が対象となります。

下記(1)(2)のいずれか少ない額が控除額となります。

- (1) 住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税で控除しきれなかった額
- (2) 所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の
 - (a) 平成26年3月31日以前に居住開始の場合：5/100（上限97,500円）
 - (b) 平成26年4月1日以降に居住開始の場合：7/100（上限136,500円）※消費税率8%又は10%で取得等した場合に限りです。それ以外は、(a)の金額となります。
- (c) 令和4年1月1日以降に居住開始の場合：5/100（上限97,500円）

必要書類 年末調整済の源泉徴収票

調整控除

※合計所得金額が2,500万円を超える方は適用されません。

平成19年度の税源移譲に伴い生じる所得税と個人住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するための控除です。自動計算されるため、申告の必要はありません。

※人的控除額の差とは、障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除・配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除・基礎控除の所得税と住民税における控除額の差のことをいいます。

外国税額控除 ※確定申告が必要です。

所得税の確定申告が必要となります。確定申告に関しては、所管税務署にお問い合わせください。

配当控除

日本国内に本店のある法人から受ける利益の配当、剰余金の分配などがあるときに受けられる控除です。

申告分離課税を選択した場合は、配当控除の適用はありません。詳しい算出方法については、課税課までお問い合わせください。

寄附金税額控除

地方団体に対する寄附金（ふるさと納税）、東京都共同募金会・日本赤十字社 東京支部に対する寄附金、所得税で控除対象としている団体のうち、東京都・江東区が条例で指定する団体に対する寄附金のうち、一定の金額が控除されます。（東京都・江東区のどちらか一方の条例で指定されている団体に寄附した場合は、都民税または特別区民税の一方の税額でのみ控除の対象となります。）

裏面14「寄附金に関する事項」に必要事項を記入してください。

必要書類 寄附先の地方団体が発行した寄附証明書

※令和4年度より、寄附先が地方団体（ふるさと納税）の場合、地方団体が発行した寄附証明書に代えて、特定事業者が発行する「寄附金控除に関する証明書」を添付することができます。

控除額 = ([支出した寄附金の合計額または総所得金額等の30%のいずれか少ない方の金額] - 2,000円) × 区6%・都4%

●総務大臣が指定する地方団体に対する寄附金のみ、以下の特例控除額が加算されます。

特例控除額(※) = ([都道府県・市区町村に対する寄附金の合計額] - 2,000円) × {90% - 所得税の税率割合X% - (X% × 復興所得税率2.1%)} × (区3/5・都2/5)

※ただし、所得割合合計額から調整控除額を差し引いた金額の20%が上限になります。

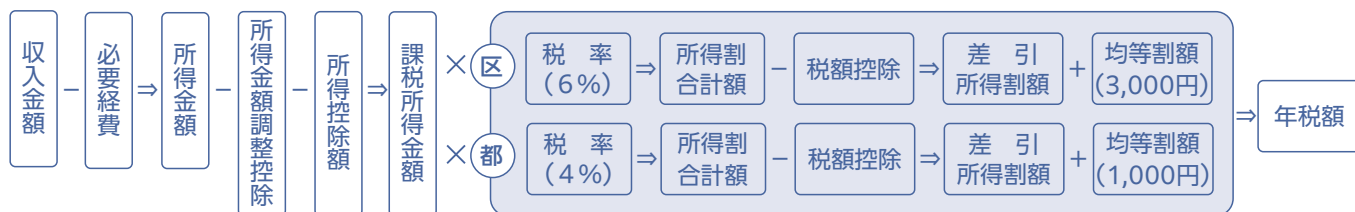
※指定対象外の団体に対して、対象外とされた期間に支出した寄附金については、特例控除額は加算されません。詳細は、総務省ふるさと納税ポータルサイトをご参照ください。

●ふるさと納税ワンストップ特例制度が適用となる場合は、所得税での控除相当分が住民税より控除されます。

●災害義援金等についてもふるさと納税として取り扱いますので、「都道府県、市区町村分」欄に記入してください。（ただし、義援金等が最終的に被災地方団体又は義援金配分委員会等に拠出されることが明らかにされているものに限りです。）

ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請している方が確定申告または住民税申告を行った場合、ワンストップの申請は無効となります（医療費控除等の追加のみの申告を含みます）。申告を行う際は、ふるさと納税分の記載も忘れずに申告してください。

特別区民税・都民税の計算方法



※分離課税所得がある場合は、計算方法（税率等）が異なります。また、均等割額は、所得の状況等により異なる金額となる場合があります。
※上図の特別区民税・都民税と併せ、森林環境税1,000円（国税）が併せて徴収されます。

個人住民税・森林環境税がかからない方

均等割・所得割・森林環境税のいずれもがかからない方

- (1) 令和7年1月1日現在生活保護法による生活扶助を受けている方
- (2) 前年中の合計所得金額が135万円以下で、令和7年1月1日現在、障害者、未成年者、寡婦またはひとり親の方
- (3) 前年中の合計所得金額が次の金額以下の方
 - 扶養親族等がない場合 45万円
 - 扶養親族がいる場合 35万円 × (同一生計配偶者 + 扶養親族の人数 + 1) + 31万円

※扶養親族には16歳未満の扶養親族を含みます。

所得割がかからない方

前年中の総所得金額等が次の(1)(2)いずれかの金額以下の方

- (1) 各種所得控除の合計額
 - (2) ●扶養親族等がない場合 45万円
 - 扶養親族等がいる場合 35万円 × (同一生計配偶者 + 扶養親族の人数 + 1) + 42万円
- ※扶養親族には16歳未満の扶養親族を含みます。